須坂市水資源保全条例改正骨子案

2022年1月

須 坂 市

須坂市では、地下水の保全のため、昭和59年に「須坂市水資源保全条例」 を制定し、約40年間規制を行ってまいりました。

この間、市を取り巻く水資源の環境が変化し、他市と比較しても井戸設置のために必要な許可要件が厳しいことから、新たな井戸が設置しづらいこと、事業に必要な採取量が確保できないことなどから、地下水の有効活用に支障が生じていると、地下水採取者等から意見が寄せられておりました。

このため、現在採取している以上に活用できる地下水があるかを判断する ため市全域を対象とする実態調査を行いました。

その結果、採取量(揚水量)に対し涵養量が上回っていることが報告され、更なる地下水の活用が可能であることが判明いたしました。

このことから市では、持続可能な地下水の保全と活用を図る条例改正を行 うために、学識経験者、地下水採取者、環境団体等で組織する須坂市水資源 保全条例等改正検討委員会を設置し、協議を重ねてまいりました。

この度、骨子案がまとまったことから、広く皆様のご意見・ご提案を募集 するものです。

| 2 須坂市水資源保全条例の改正の目的について

地下水の実態調査の結果を踏まえ、須坂市の発展に寄与するため、条例改正を行うことにより現行条例の規制緩和を行う。一方で規制緩和により市民の生活用水の根源である地下水に支障が生じないようにするため、地下水採取者に科学的根拠に基づく調査や報告を義務付けるとともに、地下水涵養に関する条項も盛り込むことで、持続可能な地下水の保全と活用を図る。

【現行条例に係るもの】

- (1)条例名を「須坂市水資源保全条例」から「須坂市地下水の保全及び適正利用に関する条例」に変更。
- (2) 条例の趣旨を「持続可能な地下水の保全と活用」に沿ったものに変更。
- (3) 現行条例で三地区(特別保全地区、普通保全地区、その他保全地区)に 分かれていた地区の区分を、市全域に変更。
- (4) 三地区ごとに規定されていた井戸と井戸の間隔(距離制限)を廃止。 (特別保全地区:2キロメートル以上、普通保全地区:1キロメートル以上、その他保全地区:300メートル以上など)
- (5) 届出と申請(許可)の分かれ目としていた、揚水機に係る規定を廃止。 (揚水機の断面積が6平方センチメートル以上、揚水機の電動機等の定格 出力が0.41 キロワット以上又は2.4 馬力以上)
- (6) 1日の地下水の採取量の上限500立方メートルの規定を廃止。

【改正する条例に係るもの】

- (1) 別に策定した「須坂市地下水保全利活用計画(マネジメント)」(別添参照)について条例に規定。また、マネジメントにおいて、改正条例施行後 10 年間は、市全域の年間採取量の上限を 1,000 万立方メートルとする。なお、現在の地下水採取量は 781 万立方メートル。
- (2) 地下水涵養(※1) に関する条項を明記。
 - ①市…地下水の保全を推進するため、森林や緑地の保全、雨水浸透施設設置の依頼等を行う。
 - ②地下水採取者…効率的な地下水を使用する設備設置及び雨水の利用等地下水削減に努める。
- (3) 届出と申請(許可)の分かれ目を、1日の地下水の採取量が10立方メートル未満か、以上かで判断。(ただし、1日20立方メートル未満かつ年間3,500立方メートルで限られた時期に地下水を採取する場合は届出)
- (4) 申請(許可)が必要な規模の井戸を新規又は変更し設置する場合には下 記の手続きで行う。

【許可までの手続き】別紙フローチャート参照

- ①市との事前協議。
 - ⇒協議後、市が井戸設置事前協議済通知書を交付。
- ②試掘井戸を掘削し、揚水試験(※2)を行う。
 - ⇒市へ結果報告。
- ③揚水試験にあわせ、周辺にある井戸の影響調査を行う。 ⇒市へ結果報告。
- ④市に報告された②③の結果内容を審査し、適合する場合は、地下水採取者が周辺の地下水採取者(井戸所有者)、住民、企業への説明を行う。
 - ⇒市へ結果報告。
- ⑤井戸設置許可申請書提出。
 - ⇒市が井戸設置許可決定通知書を交付。
- ⑥井戸の掘削。
- ⑦井戸完成届出書提出。
 - ⇒地下水採取者は、許可された採取量の中で運用。(※3)

【許可後の手続き】

- ①地下水の採取量及び地下水位を年1回市へ報告。
- (5) 市自身による地下水の監視(モニタリング)の実施。
- (6) 地下水の採取をはじめたことにより地下水位の低下、採取可能量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象を認めたときは、市へ報告するとともに、採取量を減少又は中止し、その原因の究明をする。
- (7) 市の措置命令に従わない場合は、氏名(名称)等の公表。
- (8)罰金額の強化。

4 施行期日(予定)

2022年7月

【用語について】

- ※1 地下水涵養…地表の水が地下水面に至り、地下水源となること。
- ※2 揚水試験…段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験からなる。段

階揚水試験は揚水量を段階的に変化させ、各段階における水位を測定する試験。連続揚水試験は、一定の量を連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水位の測定をする試験。水位回復試験は、連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験。

※3 許可された採取量…揚水試験において限界揚水量が判明するため、限 界揚水量の80パーセント以下で運用するよう義務付け。

【注意事項】

既に井戸を所有されており、新規の井戸の設置及び変更の予定をされていない方については、特に手続きする必要はありません。